令和4年度

第16期第18回海区漁業調整委員会議事録

令和4年9月27日 三重海区漁業調整委員会 日時 令和4年9月27日(火)午前10時から11時05分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について

2 協議事項1 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議への提案

事項等について

3 協議事項2 和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催の延期について

4 その他 (1) 次回の委員会日程について

出席委員

淺井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁 永富洋一 濵田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長林茂幸主幹増田健主査葛西学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

技師 岡野健次

(漁業調整班)

係長 程川和宏

傍聴者

なし

計 20 名

○淺井会長

それでは、ただいまから第18回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、出席委員が 15 名全員出席ですので、委員会は成立しております。委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として、掛橋委員と秋山委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただきますようお願いします。

それでは、議案1「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を 審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますようにこのことについて、令和 4 年 9 月 15 日付け農林水第 24 -1035 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第16条第5項の規定で読み替える第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は、令和4管理年度のくろまぐろ小型魚及び大型魚の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○淺井会長

ありがとうございます。それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水產資源管理課 (岡野技師)

- 1-4ページをご覧ください。今回の諮問内容を9つのポイントに沿って説明します。
- 1、今回の諮問は7月末時点でのくろまぐろ小型魚(30kg 未満)の定置網漁業における 漁獲量が積み上がっていることに伴い、くろまぐろ大型魚(30kg 以上)から小型魚の定置 網漁業に漁獲枠を配分するため、知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。
- 2、7月末時点の小型魚及び大型魚の定置網漁業における漁獲量等については、小型魚 10.4 トン、大型魚 2.4 トンの漁獲量があります。また、現在の知事管理漁獲可能量は、小型魚 14.2 トン、大型魚 12.4 トンです。そのため、残量は小型魚 3.8 トン、大型魚 10.0 トンとなり消化率は小型魚 73.2%、大型魚 19.4%となっています。
- 3、現在、小型魚の定置網漁業について、消化率が73.2%まで積み上がっており、80%に達したことが発覚した時点で、採捕制限をかけることになりますが、それを防ぐため、大型魚から小型魚の定置網漁業へ漁獲可能量の配分を考えています。
- 4、今回、大型魚から小型魚への配分量については、過去3年間における定置網漁業のくろまぐろ漁獲実績より算出しました。1-6ページをご覧ください。小型魚と大型魚について、過去3年間の定置網漁業の漁獲実績を月別にまとめたものです。「8月~3月の合

計」をご覧ください。小型魚は令和3管理年度16,427.74kg、第6管理期間6,246.72kg、第5管理期間5,110.41kgで、平均9,261.62kgの漁獲がありました。大型魚は令和3管理年度2,015.45kg、第6管理期間1,906.36kg、第5管理期間1,131.49kgで、平均1,684.43kgの漁獲がありました。

これらのことから、今後、今年度の8月から3月の大型魚については多めに見積もり、4,000kg 確保したいと考えています。

- 5、大型魚の定置網漁業については、7月末時点で10トン(10,000 kg)の残量があるため、ここから4トンを確保した残りの6トンを小型魚の定置網漁業へ配分します。
- 6、現在、大型魚から小型魚へ6トンの配分を行うため、国に大型魚と小型魚の交換の融通要望を提出しており、漁獲可能量の変更が26日の週に行われる予定です。本日現在で6トン要望したうちの何トンまで交換が可能かわからないため、ポイントの7から9までの3通りに場合分けをしました。
- 7、1通り目は、「国への交換の融通が、6トン全量成立した場合」です。この場合については、いままで説明したとおり、大型魚の定置網漁業の残量から6トンを小型魚の定置網漁業へ配分します。
- 8、2通り目は、「国への交換の融通が、6.0トン未満~2.8トン(仮にAトンとする)の間で成立した場合」です。この場合については、大型魚の定置網漁業の残量からAトンを小型魚の定置網漁業へ配分します。さらに、現在、小型魚では3.2トンの県留保枠を持っているため、小型魚の定置網漁業に配分する数量が合計で6トンになるよう、小型魚の県の留保分から追加で配分します。

文面だけではわかりづらいので仮に交換の融通が3トンで成立した場合(A=3トン)を例にすると、大型魚の定置網漁業の残量10トンからの3トンと、小型魚の県の留保枠の3.2トンから3トンの合計6トンを小型魚の定置網漁業へ配分します。

9、3通り目は、「国への交換の融通が、2.8トン未満~0トン(仮にBトンとする)の間で成立した場合」です。この場合については、大型魚の定置網漁業の残量からBトンを小型魚の定置網漁業へ配分し、さらに、県の留保枠の3.2トン全量を小型魚の定置網漁業に配分します。そして今後も引き続き、国への交換の融通要望を提出し、大型魚から小型魚への交換が成立した際に、大型魚の定置網漁業から3.2トンを小型魚の県の留保枠へ戻します。

例えば、交換の融通が 2 トンで成立した場合 (B=2 トン)、大型魚の定置網漁業の残量 10 トンからの 2 トンと、県の留保枠の 3.2 トンの合計 5.2 トンを小型魚の定置網漁業へ配分します。

まとめとして1-2ページをご覧ください。漁業法第16条第5項の規定に基づき、三重 県資源管理方針に係る令和4管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量を変更いたします。

なお、先ほども説明いたしましたが、令和4年9月13日付けで国に対し、知事管理漁獲可能量のうち、大型魚6トンを小型魚へ交換するための融通要望を提出しており、6トン全量融通要望が成立した場合はこの資料のとおりの変更し、交換の融通結果が6トン未満の場合は、融通結果で提示のあった数量を大型魚の定置漁業から小型魚の定置漁業へ配分し、6トンを上限として不足分を小型魚の県の留保枠である3.2トンから配分します。

なお、大型魚残量から小型魚への6トンの配分については、関係漁協に同意を得ていま すことを申し添えます。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○淺井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○木村妙子委員

1-6ページの参考資料の第6管理期間、第5管理期間の意味について教えてください。

○水產資源管理課 (岡野技師)

令和3管理年度から管理期間の名称が変わりました。意味合いとしては、第6管理期間が令和2年度の管理期間。第5管理期間が令和元年度の管理期間となります。

○木村妙子委員

ありがとうございます。

○掛橋委員

本議案とはちょっと離れるかもしれんのやけども、今年の三重県及び全国の曳縄による よこわの採捕尾数はだいたいわかりますか。

○水產資源管理課 (岡野技師)

7月時点まで把握しており、昨年度より少ない状況です。8月については集計中です。

○掛橋委員

三重県は黒潮の蛇行の影響か少なかったと聞いてるんやけども、四国では盛んに漁があったようです。例年であれば10日から15日位遅れて熊野灘沖に魚群が達するやろって待ってたけど、全然獲れなかった。今年は三重県の周辺では少ないことは周知の通りなんやけど、四国はかつてない大漁やったっていうのは事実なんですかな。

○水產資源管理課 (岡野技師)

四国の情報はわかりません。

○掛橋委員

伊勢湾口や安乗沖でも少なかったんですか。

○淺井会長

ぜんぜんですよ。数尾しか獲れない。

○掛橋委員

九州から四国沖にかけてすごい量やで今年は大漁の年やないかて見込んでいたが、三重県の志摩沖などの漁場では皆目釣れなかった。普段四国の大型船もこの沖に現れるんやけど全然姿が見えんかった。また三重県と全国の尾数がわかったら教えてください。

○水産資源管理課 (岡野技師)

かしこまりました。またお伝えさせていただきます。

○淺井会長

ありがとうございました。他にご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○淺井会長

それでは議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○淺井会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、協議事項1「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議への提案 事項等について」を協議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料2をご覧ください。

第 17 回海区委員会において、「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議」への三重海区からの提案事項を協議いただき、従来のマグロ、カツオ、サンマの3 提案に加え、新たにヤスに関する提案を行うことについて決定していただきました。その後、事務局において提案内容の素案を作成し、委員の皆様にご確認をいただいたところです。本日は、事務局案に対しご意見もいただきましたので、最終的な提案内容について協議していただくものです。

2-1ページがご確認いただいた事務局からの素案、2-2ページがいただきましたご 意見を反映した案で、下線が異なる部分を示しています。

要望に至った経緯はどちらの案も同じです。事務局素案では要望を「ヤスの定義の見直しについて」とし、要望内容は「柄にゴム又はばね等を着けた構造のものは「ヤス」には

含まれないと定義願いたい。」としています。いただいた意見を反映した案は要望を「ヤスの定義の見直しと遊漁での使用禁止について」とし、要望内容は「柄にゴム又はばね等を着けた構造のものは「ヤス」には含まれないと定義し、遊漁での使用を禁止願いたい。」としています。

事務局からは以上です。ご協議についてよろしくお願いします。

○淺井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はございませんか。

○掛橋委員

前回委員会で各委員の意見を踏まえたうえで、事務局が素案を作ってくれたこと、また それに対して各委員に意見を求められた結果、こういうことになったのは、これはこれで 要望のなかへ入れてもらいたいと思います。

局長、事務局の皆さん、この件に関していろいろお骨折りいただきありがとうございました。マグロ、カツオ、サンマに加えこれも要望してくれるってことですね。

○事務局(林事務局長)

掛橋委員がおっしゃられたように、従来の3つの提案に加えヤスについて提案をすることに関して、前回の委員会でご協議いただき決定していただきました。

2-1ページの提案1は、前回委員会で協議するなかでは、時間的にも素案を作成することができなかったため、委員会終了後に会長やご発言をいただいた委員の方々にご相談しながら作成し、その後、委員の皆様にメールやファックスでご意見を求めた案となります。

2-2ページの提案 2 は、事務局から意見を求めた提案 1 に対する委員からの意見を反映した案となります。

二つの案の違いは、提案1は定義の見直しを要望すること。提案2は定義の見直しに加え使用禁止も要望することです。前回委員会では、使用禁止まで要望すると国の抵抗が少しあるのではないかとの意見がありましたので、提案1は定義の見直しまでとしています。

提案の提出期限は超過していますが、ブロック内で提案を取りまとめていただく海区に 提出期限の延長をお願いしています。最終的に定義の見直しのみとするのか、更に一歩踏 み込んで遊漁での使用禁止まで要望するのか、あるいはこれらの二案に更に手を加えて修 正案を作成して提案するのかなどについてご協議をお願いします。

○藤原委員

第1案と第2案で漁業者の立場からしますとベストは第2案です。なぜこの問題を提案したかというと、令和元年から令和2年にかけて県内で発生した事故やその裁判の結果等々も含めて、知事に県内の漁協からヤスに関することは密漁や事故に繋がる非常に大きな問題として要望書が出されている。県からの返事としては、まず国が非常にこのような踏み込み方については慎重であるということが一点。そして第二点は、ヤスの被害について

実証や立証をしなさいとの回答でした。我々委員も県からの回答も見せていただきました。 この問題について永富委員からも昨年の委員会及び前回委員会でも発言がありました。三 重海区の周辺海域は愛知県と三重県と和歌山県との県境が接しているなかで、愛知県と三 重県の漁業調整規則も違えば、イセエビの制限やその他の制限もぜんぜん違う。そのよう ななか、密漁などについて取り締まり機関に通報するとすぐに来るのが保安部です。県の 取締船にも連絡はしているんですけども、まず来るのは保安部。ヤスの問題で、ゴム付き のヤスでも魚を突いたときに柄が手の中に入っていたらヤスとみなされます。しかし、現 状で海に潜っておって、それを誰が判断するのでしょう。密漁者は手から離れていません よと主張します。動力にゴム、ばねを利用してその威力によって遠くの魚とか漁獲物を突 き刺すのがモリです。しかし、一般論として、モリもヤスもゴムの付いとるのはまったく 一緒です。そこがいつも問題になる。水産庁ホームページの遊漁の部屋に都道府県漁業調 整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法の全国事例があります。三重県も火 光などを使用してのヤス、は具の使用はできませんが、ヤスの禁止は全国で5道県あり、 例えば千葉県はヤス、は具とも全面禁止です。我々の認識はゴムの付いたヤスはモリと一 緒なのですが、一番の問題はゴムが付いていても取締機関が密漁者の手から離れていない との主張を聞き入れ、ヤスとして見逃してしまう。取締機関の解釈に差が生じないよう、 第一段階としてゴム又はばねを付けたものはヤスとみなさないよう全国一律に定義づけし てもらえたら、全国の漁業者の立場としてはまず安心すると思います。最終的に私は三重 海区ではヤス、は具を禁止にしたいと思っています。そこに行くにはハードルが非常に高 いだろうから、共通の話題として全漁調連に投げかけてみてはという思いで第1案を支持 させていだだいています。本当の気持ちとしては第2案で遊漁の漁法から外してほしいと いうのが本心です。

○小川委員

お聞きしたいことがあります。この使用禁止についてという文言が入ることで、どのようなマイナスが出てくるのでしょうか。私としては第2案で提案すればいいのではと感じています。この項目を入れることについて、どのような欠点やマイナスな面が出てくるのか、局長ご説明いただければと思います。

○事務局(林事務局長)

使用禁止を入れるか否かで、どのようなところが違ってくるかということについて、藤原委員がおっしゃられましたようにヤスについて、全国の都道府県漁業調整規則で取扱いが異なる規則がいくつかあります。そのため前回委員会でご報告した全漁調連から中央省庁に対する要望のうち、遊漁と漁業の調整についての提案のなかのスピアフィッシングに対する指導強化についての水産庁からの回答では、「各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具漁法については制限が課されており、「ヤス」については使用可能な都道府県も存在している。(中略)いずれにせよ、スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱や規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県に相談されたい。」と回答されています。

つまり、国に使用を禁止してほしいと要望をした場合、ヤスについては各都道府県の漁

業調整規則で定まっているため、まずその都道府県に相談されたいとの回答が予想されます。そのため藤原委員が前回委員会でもおっしゃられように、本来は禁止まで要望したいが、禁止まで要望すると国からはそのような回答になってきますので、ゴムやばね等を付けたものはヤスではないと国の定義を改めていただければ、現状でゴムやばね等が付いたものはヤスではなくなりますので、各都道府県の漁業調整規則での解釈や扱い、規制に差がなくなるため、まずはその定義を明確にしてはという議論であったか思います。以上です。

○永富委員

禁止の県もあるんですか。禁止の県もあるのになぜ国はいかがなものかって理由がわからんな。禁止の県もありその県は調整規則で禁止できているのに三重県が禁止できないのはおかしいと思います。

○掛橋委員

この件に関しては、漁業法改正に伴う漁業調整規則の改正の際にチャンスや思ってね、 当時、漁協の代表として常務と私で県に対して、全国の5つの道県でヤスが禁止されており、三重県の漁業調整規則にもこれを盛り込んでほしいと要望に行きました。その時の県からの話では、国としてはこの5道県は承知しとるけど、他の都府県はヤスを認めており段階的に5つの道県の禁止を見直していく方向にあるというニュアンスでした。また、国はこの問題はそれぞれの県の調整規則に盛り込むべきやって言うんさ。擦り付けあいっていうか話になりませんでした。

この件はヤスを使用して魚介類を獲ることだけにとどまらず、故意に密漁を行う人たちがいる。ゴム付きのヤスではなくて水中銃で闇に隠れてやっとるんや。漁業者にとっては、ほんと悩ましいことで、それぞれの浜が抱えている問題として、漁業調整規則で使用禁止にすることについて県に2回も行ってお願いしたんやけど、ままならず今日に至っているんですわ。

私は使用禁止まで要望しても良いのではないかと思っています。古丸委員はどのように お考えでしょうか。

○古丸委員

5 道県は漁業調整規則で禁止しているわけですよね。だったら三重県でどうしてそれができない。できない方がおかしいし、やらない方がおかしい。というのが私の見解です。 事務局としてはどうですか。

○事務局(林事務局長)

委員の皆様のご判断に従います。

○田邊委員

やはり目指すところは使用禁止まで要望してほしいとの思いもあり、第2案でお願いしたいと思います。

○藤原委員

東日本ブロック会議に第2案を提案し、採択されなくてもこの件は今後海区のなかで審議したいと思います。手法としては漁協から知事宛てに要望書を出して、その知事宛ての要望内容を海区のなかで協議するのか、又は、海区で調整規則を改正するようにきちっと協議する必要があります。委員会指示だけでは効果はないと考えています。そこまで思いっきりやってかなあかんと思います。ヤスの定義については、恐らく口に出す出さないの問題であって、現場ではみんなが困っている。ヤスについてぜんぜん制限を加えていない都道府県があるなかで、新たに制限を加えることは非常にハードルが高いことだと思います。それであれば全国共通の定義をまず変えてもらって、次の段階として三重県で調整規則を改正することを海区でしていくことが良いと私は考えています。

○永富委員

保安部でも密漁者を捕まえてくれるが非常に緩い。前回も言ったけれども、漁業調整規 則での扱いはその県によって違うかもしれんけど、ある程度厳しくしといた方がいいので はないでしょうか。

○掛橋委員

事務局はヤスに関する要望書の素案である第1案を作成し、それを各委員に意見照会した結果、出された意見に基づき定義の見直しに使用禁止も加えた第2案も示されたわけですよね。第2案は委員の意見を尊重したわけで、ヤスについては遅まきながらでもやらなあかん。第2案で要望書を出すことで良いと私は思います。

局長、委員会としてはこの第2案でいくとする合意はいいわけですやろ。

○事務局(林事務局長)

本日は協議ですので委員の皆様で話し合っていただいて、委員会として決めていただいたら、事務局はそれに従った内容の要望を提出させていただきます。

○小川委員

会長、決をとったらどうですか。

○淺井会長

協議での採決はあまり聞いたことがなく、できたらしっかり話し合ってほしい。

○千田委員

定義を変えて遊漁での使用を禁止するという要望ですけど、本来は古丸委員が言ったように県で漁業調整規則を変えて、他の5道県みたいに県で禁止するところが最終目標ですよね。そのため定義を変更して遊漁なのに使用禁止を求める要望は、なんかその部分が抜けている気がします。県の漁業調整規則でヤスを禁止したいとする要望は出せないもんなんですかね。

○小川委員

委員の皆さん全員の意見をお聞きしたらいかがですか。

○淺井会長

私も県内での遊漁者との裁判で負けた事例が頭から消えやん位残っています。一方、国からは海は漁業者だけのものじゃないよとか、そういう話が確かに出ております。遊漁やプレジャーボートとかも魚釣っていいんやよという話が出ています。

47 都道府県には海の無いところもありますけども、ヤスが禁止されているのは5道県のみです。全漁調連に第2案を提案したら良いと多くの委員が言ってくれるんですけど、第2案のように使用禁止で絶対あかんやなしにもっと良い案はないものでしょうか。皆さんの言うこともその通りですが、ちょっと位は県のことを考えてあげる必要もあるのではないでしょうか。事務局は委員が決めた内容で提案しますと言ってくれていますけど、ある程度、提案が通る可能性が高い案はないものでしょうか。例えば藤原委員が前回委員会でも発言されたように、ちょっと一歩さがって定義の見直しのみで止めるような文章はどうでしょうか。

局長、本日の案を作成するにあたり、皆さんの意見は伺ったのですか。

○事務局(林事務局長)

前回委員会での協議に基づき、第1案としてお示しした素案を作成し、皆さんにご確認 していただいています。

○淺井会長

それで回答としてはどうでしたか。

○事務局(林事務局長)

素案に対する委員からのご意見を反映したものが第2案です。

○淺井会長

委員からの賛同はどちらの案の方が多かったのですが。

○事務局(林事務局長)

どちらの案が良いかとの聞き方はしておらず、素案に対するご意見を伺いました。その 結果、第2案にしてはとの意見もいただきました。そのため本日はこれらの案に対する協 議をしていただきたいと思います。

○淺井会長

掛橋委員どうですか。

○掛橋委員

私も当初から千田委員がおっしゃられたことがずっと引っかかっていたんです。なぜならヤスの禁止に関する本来の矛先は県、漁業調整規則なんです。でも先ほど話したように県に要望しても埒が明かないので、全漁調連を通じた国への要望事項としていますが、この要望事項の宛先は果たして国なんでしょうか。それ以前にやるべきことは何があるかっていうと、三重県の漁業調整規則のなかにこれをお願いすることが基本的な手順やないかと思たんです。これは国に持って行くべきではなく、県の漁業調整規則での対応をお願いする要望事項になるんと違うのかなって考えがずっと頭の隅にはびこっていたわけです。だけど、今回は事務局がスタンダート的な第1案を作ってくれて、それで各委員のご意見も踏まえて第2案もでてきた。第2案の内容は使用禁止を願いたいっていう文言だけが第1案と違うだけなんやけども、これもありかなって思いがずっとありました。

小川委員は採決したらどうかと言うが、基本的な第一段階として第1案で行くのもよいですが、もっとハードルの高い5道県に匹敵する使用禁止を国に願いたい思いがあります。 ただし、使用禁止を要望するならば、当然国も県の漁業調整規則はどうなっているんやってくると思います。

○淺井会長

それでは、第2案で行きましょうか。正直第2案を提案することは怖いところもあるが、 この案で行きましょうか。

矢田職務代理どうでしょう。

○矢田職務代理

第2案でよろしいのではないでしょうか。

○淺井会長

では第2案で行きましょう。委員の皆様、第2案をよく読んで理解しておいてください。 それでは、使用禁止を含めた第2案を東日本ブロック会議に提案するということでよろ しいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○淺井会長

全員異議がないようですので、第2案を提案することとします。

続きまして、協議事項2「和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催の延期について」 を協議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料3をご覧ください。

和歌山県とのさんま漁業の調整のため、昭和 40 年前後から毎年、和歌山・三重連合海区漁業調整委員会を和歌山海区、三重海区が交互に開催していましたが、令和元年の三重海区での開催を最後に令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、延期が続いています。この度、次の開催海区である和歌山海区から漁業協定書に変更がなければ今年度も延期してはどうかとの打診がありました。このため、本日は開催の可否についてご協議をお願いするものです。

3-1ページをご覧ください。連合海区の運営規程です。第2条で「それぞれの県の委員会会長の指名する委員各5名、計10名をもって組織する。」とあります。この連合委員会の現在の三重海区の委員は3-11ページのとおりです。

運営規程第3条で「連合委員会の会議は、必要に応じ両県の委員会会長が協議して決定する。」とあります。3-2ページから3-8ページが現在の協定の内容です。協定では、統数、許可対象の漁船トン数、操業区域、操業期間、電気設備の制限などが定められています。なお、3-2ページにありますように許可統数の状況については流網漁業の三重県の定数は66 統、棒受網漁業は定数を設けず両県の方針で決定するとなっています。

- 3-9ページのさんま漁業許可状況をご覧ください。合計(A)の列が現状の統数で流網漁業は4統で定数より大幅に少ない状況です。また、棒受網も4統で方針に定められた範囲です。なお、漁業許可の取扱方針に変更はないと聞いています。
- 3-10ページに参考資料として志摩市大王崎から紀宝町鵜殿までの漁業許可件数を添付しています。

連合委員会を延期するか、開催するかのご協議をよろしくお願いします。事務局からは 以上です。

○淺井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見をお願いします。

○濱中委員

今年も北海道への接岸さんまが少ない状況です。南下してくるさんまの群れが去年同様に無いのではないでしょうか。漁獲の無いものを議論する必要もなく、延期で良いと思います。

○濱田委員

協定書に変更すべき点もなく、なんの問題も生じていない。今回は延期でよろしいかと 思います。

○淺井会長

それでは、和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催は延期ということでよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○淺井会長

全員異議がないようですので、和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催は延期することとします。

続きまして、その他事項1「次回の委員会日程について」事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

次回委員会

11月1日 (火) 10時から 三重県勤労者福祉会館地階 特別会議室議題 (案)

・くろまぐろ養殖業に関する委員会指示

○淺井会長

皆さん、長時間ありがとうございました。 これをもちまして、委員会を閉会いたします。